

○エコアイランド宮古島の推進に関する条例

平成26年6月30日

条例第17号

(前文)

わたしたちの宮古島は、エメラルドグリーンの海と、特色ある動植物が生息する四方を海に囲まれた隆起珊瑚礁からなる平坦な地形で、台風や干ばつの被害を受けやすい厳しい自然環境にある。また、生活用水を含む水源を地下水に依存しているとともに、住民の生活及び産業にとって重要な役割を担っている海域を含めた島全体の環境の保全は重要であるとの認識から、平成20年3月に「エコアイランド宮古島」宣言を行った。

わたしたちは、健康で文化的な生活を営むため、島の環境の恵みを享受し、かつ将来に引き継ぐ責務を有していることを自覚し、日常生活において、環境への負荷軽減に努めることを心に留めなければならない。また、わたしたちは、先人が育んだ生活の知恵を生かすとともに、人と自然とが共生する中で、環境へ配慮した社会の構築を目指した取り組みを進めて行くことが求められている。

近年、宮古島の美しい自然への影響が懸念されており、将来、宮古島に住む人が活力に溢れ、訪れる人が「エコアイランド宮古島」を感じることができるよう、宮古島に関わる全ての人々が一体となり努力する必要がある。

今後、島の豊かな自然環境を守り、島の限りある資源を活用した持続可能な成長を目指し、島の産業を育てていくため、本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、エコアイランド宮古島の実現に向け、宮古島の環境の保全、限りある資源の循環、産業の振興に資する活動を定めることにより、宮古島に関わる全ての人や団体が一体となった取組を推進し、エコアイランド宮古島の具現化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宮古島 宮古島市全域
- (2) 事業者 宮古島市内において事業活動を営む者
- (3) 観光客等 宮古島に旅行等で訪れる者
- (4) エコアイランド市民 生活のあらゆる場面において環境に配慮した行動をする市民

- (5) 環境の保全 宮古島の良好な自然環境に配慮すること。
- (6) 資源の循環 宮古島で得られる太陽・風・海、地下資源、農水産物等の地域資源を有効に利活用し、地域内で資源を循環すること。
- (7) 産業の振興 前2号に配慮しつつ、産業活動を積極的に行い、経済が活性化すること。

(市の責務)

第3条 市は、「エコアイランド宮古島」の実現に向けた施策を、総合的かつ体系的に展開するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、エコアイランド市民を目指し、日常生活の中で、「エコアイランド宮古島」の実現に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動の中で、「エコアイランド宮古島」の実現に努めるものとする。

(観光客等の役割)

第6条 観光客等については、滞在中の活動について、宮古島の環境に配慮し、「エコアイランド宮古島」についての理解と協力を求めるものとする。

(エコアイランド教育の推進)

第7条 市は、「エコアイランド宮古島」を具現化し、今後の持続的な推進を図るため、エコアイランド市民の広がりに向けた取組に努めるものとする。

- 2 市は、幼児、児童、生徒をはじめとする市民、事業者及び観光客等に「エコアイランド宮古島」の理念に関する啓蒙普及を行うとともに、教育環境の整備を図り、学習活動に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(エコアイランド推進計画の策定)

第8条 市は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項について具体的な内容を盛り込んだエコアイランド推進計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。計画の策定にあたっては、あらかじめ市民、事業者及び観光客等の意見を反映できるよう必要な措置を講じ、また、計画の状況等を勘案し検討を加え、必要な場合は変更することができる。

- 2 市は、計画を策定するときは、計画の基本的な事項について、調査及び研究するための組織を設置することができる。
- 3 前項により設置する組織の所掌事務、運営及びその他必要な事項については、別に定め

る。

(エコアイランド宮古島の日)

第9条 エコアイランド宮古島の推進について市民、事業者及び観光客等の関心と理解を深めるため、「エコアイランド宮古島の日」を設けることができる。

(他条例等との関係)

第10条 市は条例、規則等を制定する際は、本条例に定める主旨に配慮するものとする。

(行政上の措置)

第11条 市は市民、事業者及び観光客等がエコアイランド宮古島づくりに関する自発的な活動を促進するため、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、計画に基づき継続的かつ先進的な取組を行っている者に対し、表彰等を行うことができる。

(財政上の措置)

第12条 市は、エコアイランド宮古島の推進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。